

中津市では移住・定住促進に向けた支援制度として 以下の補助金があります

制度の概要は
裏面を見てね



移住者向け一括給付補助金（対象地域：旧下毛地域※）

移住にかかる経費として補助金を一括で給付します。

移住支援金

移住応援給付支援金

空き家所有者または移住者向け補助金（対象地域：旧下毛地域※）

空き家所有者による家財等処分、空き家の成約後に空き家所有者または空き家利用者による改修費用について補助金を支給します。

家財等処分補助金

空き家改修補助金

Uターン者向け補助金（対象地域：中津市内全域）

3親等以内の方が所有する実家へ戻る際の実家の改修費用について補助金を支給します。

Uターン住宅改修補助金

※旧下毛地域：中津市内のうち、三光、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の4地域

<注意>

- ★予算の範囲内での運用とさせていただきます。
- ★詳細については裏面のほか、別途要綱をご覧ください。お問い合わせください。

[問合先]中津市企画観光部 地域振興・広聴課
Tel：0979-62-9033（直通）
Fax：0979-24-7522
E-Mail：tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp

区分	移住支援金	補助率 補助上限額	一括 世帯 100万円/単身 60万円
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。		
補助要件	旧下毛地域へ転入し、国の就業要件を満たすこと。		
申請期日	転入後3か月以上1年以内。		

区分	移住応援給付金	補助率 補助上限額	一括 20万円
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。		
補助要件	旧下毛地域へ転入し、移住支援金の対象とならないこと。(Uターン改修補助金と併用不可)		
申請期日	転入から1年以内。(空き家バンク制度を利用した場合は成約及び転入から1年以内)		

区分	家財等処分	補助率 補助上限額	補助対象経費の全額 限度額 10万円
補助内容	空き家の所有者に対し、空き家の家財等の処分にかかる経費を補助します。		
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> 下記2点のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ①家財処分後に中津市空き家バンク制度への空き家登録を確約できること。 ②空き家バンク制度を利用して成約をすること、又は空き家マッチングチーム(大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者と空き家所有者等との円滑なマッチングを図るシステム)によりマッチングが成立した物件のうち、旧下毛地域の物件であること。 作業を依頼する業者は中津市内に事務所を置き、かつ一般廃棄物処分業者の許可を中津市から受けていること。 		
申請期日	成約後の申請については成約から1年以内		

区分	空き家改修	補助率 補助上限額	補助対象経費の1/2以内 限度額 50万円
補助内容	空き家への居住に際して必要な改修工事とそれに伴う作業の経費について補助します。 (補助申請は、空き家の所有者または空き家の利用者のどちらかが申請できます)		
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> 空き家バンク制度を利用して成約をすること、又は空き家マッチングチーム(大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者と空き家所有者等との円滑なマッチングを図るシステム)によりマッチングが成立した物件のうち、旧下毛地域の物件であること。 中津市内に事務所を置いている業者が工事を施工すること。 補助金を申請する年度内に工事を終了すること。 		
申請期日	成約から1年以内(中津市への転入をする場合は成約及び転入から1年以内)		

区分	Uターン住宅改修	補助率 補助上限額	補助対象経費の1/2以内 限度額 50万円
補助内容	実家への居住に際して必要な改修工事とそれに伴う作業の経費について補助します。		
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> Uターン者が補助金の交付を申請する日前の5年の間に中津市に住所を有していないこと。 改修する家を3親等以内の方が所有していること。 中津市内に事務所を置いている業者が工事を施工すること。 補助金を申請する年度内に工事を終了すること。 		
申請期日	転入から1年以内		